

こ成事第 430 号
令和 5 年 8 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する
施設の移転整備について

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和 62 年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所児・者、利用児・者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の交付を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備費に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。

実施については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾のないようにされたい。

1 対象施設及び対象事業

現在交付金の交付を認めている施設のうち、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定している区域に設置されているものであって、かつ、施設の安全上問題のない区域に移転する場合の改築整備事業。

2 交付の方針

(1) 移転改築計画の提出

当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局）あてあらかじめ別紙により、「危険区域所在施設移転改築計画」を提出すること。また、当該期間内に新たに指定された区域内における施設に係るものについては、追加して提出すること。

(2) 交付金額及び申請手続き

交付要綱に準じて行う。

(3) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については、交付対象としないものであること。

3 独立行政法人福祉医療機構の利子免除

「危険区域所在施設移転改築計画」に登載されたもので、交付金による移転改築整備を行うものについて、独立行政法人福祉医療機構から整備資金の融資を受ける場合には、その借入金にかかる利子を徴しないこととされていること。

4 適用期間

令和3年度から令和7年度（5年計画）

危険区域所在施設移転改築計画

都道府県・指定都市・中核市名					所管部（局）課、係名					
施 設 の 状 況										
施設所在都道府県名		施設の種別			施設の名称					
設置の態様		公立・私立	設置主体名							
運営の態様		公立・私立	設置主体名							
所在地										
入所（利用）定員		入所（利用）現員		職員定員		非常勤	人	職員現員		
						常勤	人	非常勤		
								人		
								人		
建 物 の 状 況					敷 地 の 状 況					
建物面積		当初整備年月日		構造		所有関係		敷地面積		所有関係
1	㎡			RC・CB・W		自・他				
2	㎡			RC・CB・W		自・他				
3	㎡			RC・CB・W		自・他				
4	㎡			RC・CB・W		自・他				
計	㎡			(鉄筋) (ブロック) (木造)				㎡		自 (㎡) ・他 (㎡)
整 備 費 関 係 借 入 金 の 状 況										
借入先		借入残高		借入年月日		完済予定年		当該年度償還予定額		左の内訳
										自己調達
独立行政法人 福祉医療機構 その他 計		千円						千円		千円
										千円
危 険 区 域 の 状 況										
危険区域名		指定年月日		所管部（局）課・係名		防災対策の現状				
						実施済、実施中、検討中、その他 ()				
						実施済、実施中、検討中、その他 ()				
						実施済、実施中、検討中、その他 ()				
						実施済、実施中、検討中、その他 ()				
移 転 先 用 地 の 状 況										
移転先住所						移転先用地		確保済（自己所有、借地）、未確保		
移 転 改 築 整 備 総 額										
定員		総事業費		うち国庫補助額		実施予定年度		年度		
		千円		千円		千円		年度		
移 転 改 築 の 必 要 性										
移 転 先 の 立 地 条 件										